

本政令の和訳は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICA のサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>) に従って本政令の和訳を利用し、また、法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本政令の和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本政令の和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

政府

-----

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

-----

番号：75/2019/ND-CP

ハノイ、2019 年 9 月 26 日

## 競争分野における行政違反処分に関して定める政令

2015 年 6 月 19 日付政府組織法に基づき、

2018 年 6 月 12 日付競争法に基づき、

2012 年 6 月 20 日付行政違反処分法に基づき、

2008 年 11 月 14 日付民事判決執行法および民事判決執行法の条項の一部を改正、補足する 2014 年 11 月 25 日付法律

商工大臣の提議を踏まえ、

政府は、競争分野における行政違反処分に関して定める政令を公布する。

### 第 1 章

#### 総則

#### 第 1 条 適用範囲

1. 本政令は、競争に関する行政違反行為に対する処分の形式、処分の程度、悪影響克服措置、処罰の権限、処分決定の執行、その他の競争に関する行政違反行為およびその他の競争に関する行政違反行為に対する行政違反記録の作成権限について規定する。

2<sup>1</sup>. 競争に関する行政違反行為は以下を含む。

- a) 競争制限協定に関する規定の違反行為
- b) 市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為
- c) 経済集中に関する規定の違反行為
- d) 不公正な競争に関する規定の違反行為

---

<sup>1</sup> ベトナム語のアルファベットの「d」を「dd」で示している。なお、3 条 3 項で「f」および「j」が存在しないこともベトナム語アルファベット特有のものである。

dd) その他の競争に関する法令の規定の違反行為

## 第2条 適用対象

1. 公益の製品<sup>2</sup>・役務を製造、提供する事業者、国家独占に属する事業分野・領域において営業する事業者、公的機関およびベトナムで営業する外国事業者を含む、経営を行う組織または個人（以下、総称して「事業者」という。）
2. ベトナムで活動する分野・業種の団体
3. 関連するベトナム国内外の機関、組織、個人

## 第3条 競争に関する行政違反に対する処分の形式および悪影響克服措置

1. 競争に関する行政違反行為について、違反をした組織・個人は、以下のいずれかの形式で主たる処分を課される。
    - a) 警告
    - b) 罰金
  2. 競争に関する行政違反をした組織・個人は、違反の性質、程度に応じて、以下の一つまたは複数の処分が追加的に課され得る。
    - a) 6か月以上12か月以下の期間における事業許可書、事業免許の使用権の剥奪または営業停止
    - b) 違反のために使用された証拠、手段の没収
    - c) 違反行為により得られた利益の没収
    - d) 企業登録証明書またはそれに相当する文書の回収
  3. 本条第1項および第2項に定める処分形式の他に、競争に関する行政違反をした組織・個人は、以下の一つまたは複数の悪影響克服措置を課されうる。
    - a) 公開的に訂正させる。
    - b) 商品、商品の包装、経営手段及び物品上の違反要素を除去させる。
    - c) 市場支配的地位、独占的地位を濫用した事業者の再編を行わせる。
    - d) 契約、協定または事業取引における法令違反条項を排除させる。
- dd) 経済集中後に形成された事業者の分割、または資本もしくは財産の一部もしくは全部を売却させる。

---

<sup>2</sup>ベトナム語の原文では「sản phẩm（産品）」であり、商品・役務を含む概念である。

e) 吸収合併をする事業者、買収する事業者、経済集中後に形成した新たな事業者の契約における、商品・役務の購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の管理を受けさせる。

g) 情報、資料を十分に提供させる。

h) 事業者が妨害している技術・テクノロジーの開発環境を回復させる。

i) 顧客に押し付けている不利な条件を撤回させる。

k) 正当な理由なく変更または廃止された契約条項、契約を復活させる。

l) 原状を回復させる。

4. 本条第 3 項 e 号に定める悪影響克服措置の適用期間は、処分・処罰決定において記載されなければならない。

5. 国家機関が競争法第 8 条 1 項に定める行為を行った場合、国家競争委員会は、国家機関に対して、違反行為の終了および悪影響の克服を要請する。要請された国家機関は、違反行為を終了させ、悪影響を克服し、かつ、法令の規定に従い損害を賠償しなければならない。

#### **第 4 条 競争に関する行政違反行為に対する罰金の金額**

1. 競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為に対する罰金の最高額は、違反行為を行った事業者の、関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 10%とする。ただし、刑法に規定される違反行為を行った組織・個人に対する罰金の最低額未満でなければならない。

2. 経済集中に関する規定の違反行為に対する罰金の最高額は、違反した事業者の、関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 5%とする。

3. 本条第 1 項および第 2 項に定める、違反行為を行った事業者の、関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額が 0（ゼロ）であると確定された場合、100,000,000 ドン以上 200,000,000 ドン以下の罰金額を適用する。

4. 本条第 1 項および第 2 項に定める、関連市場における総売上額は、以下の場合においては、違反行為に関連する全ての各関連市場の総売上額である。

a) 経済集中に参加する各事業者が、一種類の商品・役務の製造・流通・供給連鎖に参加している場合、または、経済集中に参加する各事業者の事業分野・業種が相互に提供または補完し合う関係にある場合。

b) 禁止される競争制限協定に参加する各事業者が、特定の商品・役務の製造・流通・供給連鎖の異なる段階において経営を行っている場合。

5. 不公正な競争行為に関する規定の違反行為に対する罰金の最高額は、2,000,000,000 ドンとする。

6. 本政令の規定に違反するその他の行為に対する罰金の最高額は、200,000,000 ドンとする。

7. 本政令第 2 章が規定する罰金の最高額は、組織の違反行為に適用される。同様の競争に関する行政違反行為を行った個人については、罰金の最高額は、組織に対する罰金の最高額の二分の一とする。

8. 競争分野における行政違反行為に対する罰金の具体的な金額は、当該違反行為に適用される罰金額の上限及び下限の金額の平均の額とする。

酌量すべき事情が存在する場合、罰金額は減額されうるが、罰金額の下限額を下回ってはならない。加重すべき事情が存在する場合、罰金額は増額されうるが、罰金額の上限額を上回ってはならない。

酌量すべき各事情、加重すべき各事情に応じて、本項によって決定された罰金額は、罰金額の上限及び下限の金額の平均の額の 15%を超えない範囲で増額または減額される。

## 第 5 条 酌量すべき事情、加重すべき事情

1. 競争分野の法令規定の違反処分における酌量すべき事情には、以下が含まれる。

a) 違反者が、違反阻止行為により影響を軽減し、または自主的に悪影響を克服し、損害を賠償した場合  
b) 違反者が自発的に申告し、真摯に自省し、違反の発見、処分について管轄機関と積極的に協力した場合

c) 強要または依存により違反した場合

d) 初回の違反である場合

2. 競争分野の法令規定の違反処分における加重すべき事情には、以下が含まれる。

a) 組織的な違反の場合

b) 累犯または再犯に当たる場合

c) 戦争、天災、その他の災害、疫病、または社会におけるその他の特に困難な状況を利用して違反した場合

d) 国家競争委員会委員長、競争事件処理評議会またはその他の権限を有する機関が違反行為の終了を要請したにもかかわらず、当該違反行為を継続した場合

dd) 違反した後、ことさらに逃亡し、違反を隠蔽する行為に及んだ場合

e) 大規模で、商品の数量または価値が大きい違反の場合

3. リニエンシー政策を適用するために既に考慮された事情は、酌量すべき事情としては扱わない。

## 第 2 章

### 競争に関する行政違反行為、競争に関する行政違反行為に対する処分形式および処分の程度

#### 第 1 節 競争制限協定に関する規定の違反行為

## 第6条 同じ関連市場における各事業者間の競争制限協定に関する行為

1. 以下の行為については、協定に参加する当事者である各事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の1%以上10%以下の罰金が課される。

- a) 合意して、直接または間接的に、商品・役務の価格を拘束する行為
- b) 合意して、顧客、消費市場、商品・役務の供給元を分割する行為
- c) 合意して、商品の製造数量、商品の購入・販売数量、役務提供量を制限または調整する行為
- d) 合意して、商品の供給、役務の提供に関する入札において、協定に参加する当事者の一人または複数の者を落札させる行為
- dd) 合意して、他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害し、制限する行為
- e) 合意して、協定の当事者でない事業者を市場から排除する行為
- g) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある合意をして、技術・テクノロジーの開発、投資を制限する行為
- h) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある合意をして、他の事業者に対し、商品の購入・販売もしくは役務の提供に係る契約条件を押し付け、もしくは設定し、または他の事業者に対し契約対象と直接の関連性のない義務を受け入れるよう強制する行為
- i) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、協定に参加しない事業者との取引を拒絶する行為
- k) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、協定に参加しない事業者の製品消費市場、商品供給元、役務提供元を制限する行為
- l) 競争制限効果がある、またはそのおそれがあるその他の合意

### 2. 追加的な処分

本条第1項に定める違反行為の場合、違反行為により得られた利益を没収する。

### 3. 悪影響克服措置

契約、協定または事業取引における、法令に違反する条項を廃止させる。

4. 本条第1項 dd号、e号に定める行為を行った組織・個人に対する罰金の最高額は、刑法に規定される、当該行為を行った組織・個人に対する罰金の最低額を上回ってはならない。本条第1項に定める違反行為について処分を行うにあたって、2015年刑法（刑法の条項の一部を改正、補足する2017年法律により改正、補足される）第217条に定める犯罪の兆候が発見されたとき、国家競争委員会委員長は、法令の規定に従い刑事責任を追及するために、犯罪の兆候に関連する書類の一部または全部を、権限を有する司法機関に移管する責任を負う。

## 第 7 条 特定の商品・役務の製造・流通・供給連鎖の異なる段階において経営を行う各事業者間の競争制限協定に関する行為

1.以下の行為については、協定に参加する当事者である各事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 5%以下の罰金が課される。

- a) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、直接または間接的に商品・役務の価格を拘束する行為
- b) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、顧客、消費市場、商品・役務供給元を分割する行為
- c) 市場において相当程度の競争制限効果があり、またはそのおそれがある合意をして、商品の製造数量、商品の購入・販売数量、役務提供量を制限または調整する行為
- d) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、商品の供給・役務の提供に関する入札において、協定に参加する当事者の一人または複数の者に落札させる行為
- dd) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害し、制限する行為
- e) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、協定の当事者でない事業者を市場から排除する行為
- g) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある合意をして、技術・テクノロジーの開発、投資を制限する行為
- h) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある合意をして、他の事業者に、商品の購入・販売もしくは役務の提供の契約締結に関する条件を押し付け、もしくは設定し、または他の事業者に対し契約対象と直接の関連性のない義務を受け入れるよう強制する行為
- i) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またそのおそれがある合意をして、協定に参加しない事業者との取引を拒絶する行為
- k) 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある合意をして、協定に参加しない事業者の製品消費市場、商品供給元、役務提供元を制限する行為
- l) 競争制限効果がある、またはそのおそれがあるその他の合意

### 2. 追加的な処分

違反行為により得られた利益を没収する。

### 3. 悪影響克服措置

契約、協定または事業取引における、法令に違反する条項を廃止させる。

4. 本条第 1 項 dd 号、e 号に定める行為を行った組織・個人に対する罰金の最高額は、刑法に規定される、当該行為を行った組織・個人に対する罰金の最低額を上回ってはならない。本条第 1 項に定

める違反行為の処分にあたって、2015年刑法（刑法の条項の一部を改正、補足する2017年法律により改正、補足される）第217条に定める犯罪の兆候が発見されたとき、国家競争委員会委員長は、法令の規定に従い刑事責任を追及するために、犯罪の兆候に関連する書類の一部または全部を、権限を有する司法機関に移管する責任を負う

## 第2節 市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為

### 第8条 市場支配的地位の濫用行為

1. 以下の行為については、市場支配的地位を有する事業者、または市場支配的地位を有する事業者グループに属する事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の1%以上10%以下の罰金が課される。

- a) 総費用を下回る価格で商品を販売し、または役務を提供することにより、他の競争事業者を排除し、またはそのおそれを生じさせる行為
- b) 商品・役務について不当な購入・販売価格を押し付け、または最低再販売価格を拘束することにより顧客に損害を与え、またはそのおそれを生じさせる行為
- c) 商品・役務の製造・流通、消費市場を制限し、または技術・テクノロジーの開発を妨害することにより、顧客に損害を与え、またはそのおそれを生じさせる行為
- d) 類似の取引において異なる取引条件を適用することにより、他の事業者の市場参入・拡大を妨害し、もしくは他の事業者を排除し、またはそのおそれを生じさせる行為
- dd) 商品売買契約・役務提供契約の締結において他の事業者に条件を押し付け、または他の事業者、顧客に契約対象と直接の関連性のない義務を受け入れることを強制することにより、他の事業者の市場参入・拡大を妨害し、もしくは他の事業者を排除し、またはそのおそれを生じさせる行為
- e) 他の事業者の市場参入・拡大を妨害する行為
- g) その他の法律の規定に従って禁止される市場支配的地位の濫用行為

2. 追加的な処分

違反行為により得られた利益を没収する。

3. 悪影響克服措置

- a) 契約、協定または事業取引における、法令に違反する条項を廃止させる。
- b) 市場支配的地位を濫用した事業者を再編させる。

### 第9条 独占的地位の濫用行為

1. 以下の濫用行為については、独占的地位を有する各事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の1%以上10%以下の罰金が課される。

- a) 本政令第 8 条 1 項 b 号、c 号、d 号、dd 号および e 号に定める行為
- b) 顧客に不利な条件を押し付ける行為
- c) 独占的地位を利用して、締結済みの契約を正当な理由なく一方的に変更または解除する行為
- d) その他の法律に従って禁止される独占的地位の濫用行為

## 2. 追加的な処分

違反行為により得られた利益を没収する。

## 3. 悪影響克服措置

- a) 独占的地位を濫用した事業者を再編させる。
- b) 契約、協定または事業取引における、法令に違反する条項を廃止させる。
- c) 事業者が妨害している技術・テクノロジーの開発環境を回復させる。
- d) 顧客に押し付けている不利な条件を撤回させる。
- dd) 正当な理由なく変更または解除された契約条項、契約を復活させる。

# 第 3 節 経済集中に関する規定の違反行為

## 第 10 条 禁止される吸収合併行為

1. 吸収合併をする事業者および吸収合併される事業者の、その関連市場における、競争法第 30 条の規定に基づき禁止される吸収合併行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 5%以下の罰金が、吸収合併をする事業者に対して課される。

## 2. 悪影響克服措置

- a) 吸収合併後の事業者を分割させる。
- b) 吸収合併をする事業者の契約における、商品・役務の購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の管理を受けさせる。

## 第 11 条 禁止される新設合併行為

1. 競争法第 30 条の規定に基づき禁止される新設合併行為について、新設合併に参加する各事業者の、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 5%以下の罰金が、新設合併後に形成された事業者に対して課される。

## 2. 追加的な処分

新設合併事業者に対し発行された企業登録証明書を回収する。

## 3. 悪影響克服措置

a) 新設合併事業者を分割させる。

b) 経済集中後に形成された新事業者の契約における、商品・役務の購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する管轄機関の管理を受けさせる。

## 第 12 条 禁止される事業者買収行為

1. 競争法第 30 条の規定に基づき禁止される、他の事業者の一部または全部の資本または資産の買収行為について、買収する事業者および買収される事業者の、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 5%以下の罰金が、買収する事業者に対して課される。

### 2. 悪影響克服措置

a) 事業者が買収した資本または資産の一部または全部を売却させる。

b) 買収する事業者の契約における、商品・役務の購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する管轄機関の管理を受けさせる。

## 第 13 条 禁止される事業者間の共同事業行為

1. 競争法第 30 条の規定に基づき禁止される共同事業行為について、共同事業に参加する各事業者の、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 5%以下の罰金が、共同事業に参加する各当事者に対して課される。

### 2. 追加的な処分

共同事業を行う事業者に対し発行された企業登録証明書を回収する。

### 3. 悪影響克服措置

共同事業を行う事業者の契約における、商品・役務の購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する管轄機関の管理を受けさせる。

## 第 14 条 経済集中届出の懈怠行為

競争法第 33 条に定める届出義務を履行しなかった経済集中行為について、経済集中に参加する各事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 5%以下の罰金が課される。

## 第 15 条 その他の経済集中に関する法令違反行為

1. 以下の行為について、経済集中に参加する各事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 0.5%以上 1%以下の罰金が課される。

a) 競争法第 36 条 2 項に定める国家競争委員会の予備評価の結果が通知されていないにもかかわらず、経済集中を行う行為。ただし、競争法第 36 条 3 項に定める場合を除く。

b) 正式評価の対象となる経済集中の場合に、国家競争委員会が競争法第 41 条に定める決定を行っていないにもかかわらず、経済集中を行う行為。

2. 以下の行為について、経済集中に参加する各事業者に、その関連市場における、違反行為を行った年の直前の会計年度の総売上額の 1%以上 3%以下の罰金が課される。

a) 競争法第 41 条 1 項 b 号が規定する経済集中に関する決定において示される条件を実施しない、または十分に実施しない行為。

b) 競争法第 41 条 1 項 c 号が規定する経済集中を行う行為。

#### 第 4 節 不公正な競争に関する規定の違反行為

##### 第 16 条 経営上の秘密情報の侵害行為

1. 以下の行為について、200,000,000 ドン以上 300,000,000 ドン以下の罰金が課される。

a) 経営上の秘密情報の保有者の秘密保護措置に反して当該秘密情報にアクセスし、これを収集する行為。

b) 経営上の秘密情報の保有者から許可を得ることなく、当該秘密情報を他に開示し、または使用する行為。

2. 追加的な処分

a) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。

b) 違反行為により得られた利益を没収する。

##### 第 17 条 経営上の制止行為

1. 他の事業者の顧客、ビジネスパートナーに対し、当該他の事業者と取引をしないよう、または取引を停止するよう、脅迫または強制的な行為によりこれらの者を制止する行為について、100,000,000 ドン以上 200,000,000 ドン以下の罰金が課される。

2. 競争事業者の最大の顧客または取引先を制止した場合に、本条第 1 項に定める行為について、200,000,000 ドン以上 300,000,000 ドン以下の罰金が課される。

3. 違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合には、本条第 1 項、第 2 項に定める違反行為について、本条第 1 項および第 2 項に定める金額の二倍の罰金が課される。

4. 追加的な処分

a) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。

b) 違反行為により得られた利益を没収する。

## 第 18 条 他の事業者に関する虚偽情報の提供

1. 間接的な情報提供方法により他の事業者について虚偽の情報を提供し、その事業者の信頼、財務状況または経営活動に悪影響を与える行為について、100,000,000 ドン以上 200,000,000 ドン以下の罰金が課される。

2. 直接的な情報提供方法により他の事業者について虚偽の情報を提供し、その事業者の信頼、財務状況または経営活動に悪影響を与える行為について、200,000,000 ドン以上 300,000,000 ドン以下の罰金が課される。

3. 違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合には、本条第 1 項、第 2 項に定める違反行為について、本条第 1 項および第 2 項に定める金額の二倍の罰金が課される。

4. 追加的な処分

a) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。

b) 違反行為により得られた利益を没収する。

5. 悪影響克服措置

公開的に訂正させる。

## 第 19 条 他の事業者の経営活動の妨害行為

1. 他の事業者の経営活動を間接的に阻止し、中断させる行為について、50,000,000 ドン以上 100,000,000 ドン以下の罰金が課される。

2. 他の事業者の経営活動を直接阻止し、中断させる行為について、100,000,000 ドン以上 150,000,000 ドン以下の罰金が課される。

3. 違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合には、本条第 1 項、第 2 項に定める違反行為について、本条第 1 項および第 2 項に定める金額の二倍の罰金が課される。

4. 追加的な処分

a) 競争事件処理決定の効力が発生する日から 6 か月以上 12 か月以下の期間について、事業許可書、事業免許の使用権を剥奪し、または営業を停止させる。

b) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。

c) 違反行為により得られた利益を没収する。

## 第 20 条 不正な顧客誘引行為

1. 以下の方法による不正な顧客誘引行為について、100,000,000 ドン以上 200,000,000 ドン以下の罰金が課される。

a) 他の事業者の顧客を誘引するために、事業者または商品、役務、景品、事業者が提供する商品・役務に関する取引条件について、当該顧客に対し虚偽または誤導的な情報を提供する行為

b) 裏付けがないにもかかわらず、自らの商品・役務を他の事業者の同種の商品・役務と比較する行為

2. 違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合には、本条第 1 項に定める違反行為について、本条第 1 項に定める金額の二倍の罰金が課される。

3. 追加的な処分

a) 一定の期間について、事業許可書、事業免許の使用権を剥奪し、または営業を停止させる。

b) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。

c) 違反行為により得られた利益を没収する。

4. 悪影響克服措置

a) 公開的に訂正させる。

b) 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素を除去させる。

## 第 21 条 総費用を下回る価格で商品を販売し、役務を提供する行為

1. 総費用を下回る価格で商品を販売し、役務を提供し、同種の商品・役務に係る事業を営む他の事業者を排除し、またはそのおそれを生じさせる行為について、800,000,000 ドン以上 1,000,000,000 ドン以下の罰金が課される。

2. 違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合には、本条第 1 項に定める違反行為について、本条第 1 項に定める金額の二倍の罰金が課される。

3. 追加的な処分

a) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。

b) 違反行為により得られた利益を没収する。

## 第 5 節 その他の競争に関する法令規定の違反行為

### 第 22 条 情報・資料の提供に関する規定の違反行為

1. 国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の要求に応じて情報・資料を期限までに提供しない行為について、被審査人、その他関連する権利・義務を有する者に対して警告がなされる。

2. 国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の要求に応じて情報・資料を十分に提供しない行為について、被審査人、その他関連する権利・義務を有する者に対して、10,000,000 ドン以上 20,000,000 ドン以下の罰金が課される。

3.以下の行為について、被審査人、その他関連する権利・義務を有する者に対して、20,000,000 ドン以上 50,000,000 ドン以下の罰金が課される。

- a) 国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の要求に応じて情報・資料を提供しない行為。
- b) 虚偽の情報・資料を提供し、または情報・資料を改ざんする行為。
- c) 他者に虚偽の情報・資料を提供させる行為。
- d) 競争事件に関連する情報・資料を隠蔽し、または破棄する行為。

#### 4. 悪影響克服措置

情報・資料を十分に提供させる。

### 第 23 条 競争事件の審査および処理過程に関するその他の規定の違反行為

1.以下の行為について、10,000,000 ドン以上 20,000,000 ドン以下の罰金が課される。

- a) 審査上の秘密とされる情報・資料を漏えいする行為
- b) 審判において妨害する行為

#### 2. 追加的な処分

違反行為において使用された証拠、手段を没収する。

### 第 24 条 権限を有する機関から免除決定が行われる前に競争制限協定を行う行為

1.国家競争委員会委員長から免除決定が行われる前に、競争法第 14 条に定める免除対象に該当する競争制限協定に参加した各事業者に対し、100,000,000 ドン以上 200,000,000 ドン以下の罰金が課される。

#### 2. 追加的な処分

- a) 競争に関する行政違反のために使用された証拠、手段を没収する。
- b) 違反行為により得られた利益を没収する。

#### 3. 悪影響克服措置

原状を回復させる。

### 第 25 条 他の事業者が競争制限行為または不公正な競争行為を行うよう、情報提供、促進、呼びかけ、強制または企画を行う行為

1.他の事業者が競争制限行為または不公正な競争行為を行うよう、当該事業者が情報提供、促進、呼びかけ、強制または企画を行う行為について、30,000,000 ドン以上 50,000,000 ドン以下の罰金が課される。

2. 追加処分形式

a) その他の競争についての法令規定の違反行為についての行政処分決定が執行力を有する日から 6 か月以上 12 か月以下の期間において、事業許可書、事業免許の使用権を剥奪し、または営業を停止させる。

b) 違反のために使用された証拠、手段を没収する。

c) 企業登録証明書またはそれに相当する文書を回収する。

3. 悪影響克服措置

公開的に訂正させる。

### 第 3 章 競争に関する行政違反の処分の権限および手続

#### 第 1 節 競争に関する行政違反の処分権限

##### 第 26 条 経済集中および不公正な競争に関する行政違反の処分権限

国家競争委員会委員長は、以下の権限を有する。

1. 警告

2. 罰金

3. 本政令第 3 条 2 項 a 号、b 号、c 号に定める追加的な処分の一つまたは複数の適用

4. 本政令第 3 条 3 項 a 号、c 号、dd 号、e 号、h 号、i 号および k 号に定める悪影響克服措置の一つまたは複数の適用

5. 権限を有する他の国家機関に対する、本政令第 3 条 2 項 d 号に定める処分の適用の要求

##### 第 27 条 競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する行政違反行為の処分権限

競争制限事件処理評議会は、以下の権限を有する。

1. 警告

2. 罰金

3. 本政令第 3 条 2 項 b 号、c 号に定める追加的な処分の適用

4. 本政令第 3 条 3 項 a 号、c 号、d 号、e 号、h 号、i 号および k 号に定める悪影響克服措置の適用

## 第 28 条 その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分権限

1. 業務遂行中の監査員、競争分野における専門監査任務を担当する者は、以下の権限を有する。

- a) 警告
- b) 個人に対する 500,000 ドン以下の罰金、組織に対する 1,000,000 ドン以下の罰金
- c) 本項 b 号に定める罰金の金額を超えない価値を有する行政違反の証拠、手段の没収
- d) 本政令第 3 条 3 項 g 号に定める悪影響克服措置の適用

2. 商工省の監査主任、国家競争委員会委員長は、以下の権限を有する。

- a) 警告
- b) 個人に対する 100,000,000 ドン以下の罰金、組織に対する 200,000,000 ドン以下の罰金
- c) 本政令第 3 条 2 項 b 号、c 号に定める追加的な処分の適用
- d) 本政令第 3 条 3 項 a 号、g 号および 1 号に定める悪影響克服措置の適用

3. 本政令第 25 条に定める行為について、国家競争委員会委員長および競争制限事件処理評議会は、以下の権限を有する。

- a) 警告
- b) 個人に対する 25,000,000 ドン以下の罰金、組織に対する 50,000,000 ドン以下の罰金
- c) 本政令第 3 条 2 項 a 号、b 号および c 号に定める追加的な処分の適用
- d) 本政令第 3 条 3 項 a 号の定める悪影響克服措置の適用
- dd) 権限を有する国家機関に対する、本政令第 3 条 2 項 d 号に定める処分の適用の要求

## 第 2 節 競争に関する行政違反処分の手続

### 第 29 条 競争に関する行政違反処分の手続

1. 競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用、経済集中および不公正な競争に関する規定の違反行為に対する処分の手続は、競争に関する法令の規定に従い行う。

2. その他の競争に関する法令規定の違反行為に対する処分の手続は、行政違反処分に関する法令の規定に従い行う。

3. 競争に関する行政違反行為の処分における追加的な処分、悪影響克服措置、行政違反の防止および処分保証措置の適用の手順・手続は、競争に関する法令および行政違反処分に関する法令の規定に従い行う。

### 第 30 条 その他の競争に関する法令規定の違反行為に関する行政違反記録の作成権限

本政令第2章第5節に定める、その他の競争に関する法令規定の違反行為を発見したとき、監査員、競争分野における専門監査任務を担当する者、競争事件審査機関の長、競争事件審査員、審判の書記官は、行政違反記録を作成しなければならない。

### **第3節 競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定の執行手続**

#### **第31条 競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定の履行**

1. 違反した事業者は、競争制限事件処理評議会および国家競争委員会委員長の競争事件処理決定を、当該競争事件処理決定が法的効力を有する日から15日以内に履行しなければならない。
2. 本政令第2章第5節に定める、その他の競争に関する法令規定に違反した組織・個人は、その他の競争に関する法令規定の違反の処分決定を受領した日から10日以内に、その他の競争に関する法令規定の違反に対する処分決定を履行しなければならない。

#### **第32条 罰金の納付場所**

競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定に基づき罰金を課される組織・個人は、競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定に記載される国庫において、罰金を納付しなければならない。

#### **第33条 競争事件処理決定の執行**

1. 本政令第31条に定める期限の満了後、違反処分を受けた組織・個人が自主的に履行しない、または競争法第96条に基づき国家競争委員会委員長に不服申立てを行わない場合、有利な競争事件処理決定を下された当事者は、書面により、本条第2項および第3項に定める管轄機関に対して、当該機関の機能、任務および権限の範囲内での競争事件処理決定の執行を要請する要請書を提出する権限を有する。
2. 管轄機関は、競争事件処理決定において行われた競争制限事件処理評議会、国家競争委員会委員長の要求に応じ、自らが競争に関する行政違反を行った事業者に対し発行された企業登録証明書またはそれに相当する文書を回収する責任を負う。
3. その他の管轄機関は、競争事件処理決定において行われた競争制限事件処理評議会、国家競争委員会委員長の要求に応じて、市場支配的地位を濫用した事業者の再編、吸収合併もしくは新設合併した事業者の分割、または買収した事業者の売却をさせる措置を実施する責任を負う。
4. 競争事件処理決定の履行義務を負う当事者の営業所、居住地または財産の所在地を管轄する省・中央直轄市の民事判決執行機関は、有利な競争事件処理決定を下された当事者の要請により、競争事件処理決定の財産関連部分の執行を実施する責任を負う。

## **第4章**

## 施行条項

### 第 34 条 施行効力

1. 本政令は、2019年12月1日から施行し、効力を有する。
2. 本政令は、競争分野における法令違反の処分に関して競争法の施行細則を定める2014年7月21日付の政令第71/2014/ND-CP号に代わるものである。ただし、同政令第36条（マルチ商法における法令違反処分を定める各政令の条項の一部を改正、補足する政府の2018年10月8日付政令第141/2018/ND-CP号第1条1項により改正、補足された）を除く。

### 第 35 条 経過措置

商業活動、模造品または禁制品の製造、販売および消費者の権利保護における行政違反処分を定める政府の2013年11月15日付政令第185/2013/ND-CP号（商業活動、模造品または禁制品の製造、販売および消費者の権利保護における行政違反処分を定める政府の2013年11月15日付政令第185/2013/ND-CP号の条項の一部を改正、補足する政府の2015年11月19日付政令第124/2015/ND-CP号、および、マルチ商法における法令違反処分を定める各政令の条項の一部を改正、補足する政府の2018年10月8日付政令第141/2018/ND-CP号により改正、補足された）の第101条、第102条および第103条に定める処分権限を有する者は、競争分野における法令違反の処分に関して競争法の施行細則を定める2014年7月21日付政令第71/2014/ND-CP号第36条（マルチ商法における法令違反処分を定める各政令の条項の一部を改正、補足する政府の2018年10月8日付政令第141/2018/ND-CP号第1条1項により改正、補足された）に定める行為に対して、改正、補足し、置き換わる規定が定められるまで、行政処分権限を有する。

### 第 36 条 施行の組織

各大臣、省同等機関の長、政府所属機関の長、各省・中央直轄市の人民委員会委員長は、本政令を施行する責任を負う。

政府を代表して

首相

#### 送付先：

- 共産党中央委員会書記局
- 政府首相、各副首相
- 各省、省同等機関、政府所属機関
- 各省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会
- 共産党の中央事務局および各委員会
- 書記長事務局
- 国家主席事務局
- 民族評議会および国会の各委員会

グエン・スアン・フック

- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査機関
- 国家財政監察委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府官房：長官、各副長官、首相助手、電子情報ポータル社長、各部局、所属単位、官報
- 保存：文書管理、総合経済（2部）